

## 公 告

令和5年度和歌山県立こころの医療センター未収金回収業務委託について、公募型プロポーザルを行うので次のとおり公告する。

令和 5年11月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

### 1 参加資格等

#### (1) 参加資格

以下①から⑦をすべて満たす事業者であること。

- ① 次のいずれかの要件を満たしていること。
  - ・弁護士法（昭和24年法律第205号）第4条に規定する弁護士、又は同法第30条の2に規定する弁護士法人であること。
  - ・司法書士法（昭和25年法律第197号）第4条に規定する司法書士、又は同法第26条に規定する司法書士法人であり、第3条第2項に規定する認定司法書士（法人）であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者であること。
- ④ 平成29年4月1日以降に、医療機関における患者負担金に係る未収金回収業務の受託実績を有すること。
- ⑤ 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- ⑥ 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
- ⑦ 和歌山県から入札参加資格停止を受けている期間中でない者であること。

#### (2) 参加者からの除外

次の要件に1つでも該当する場合は、選考の対象から除外する。

- ①提出書類に虚偽の記載があったとき。
- ②法的整理が開始されるなど、いわゆる「倒産状態」となったとき。
- ③取締役が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴されたとき。
- ④威圧その他の行為により公正かつ円滑な選考を妨げたとき。

### (3)費用の負担

参加にかかる費用はすべて参加者の負担とする。

## 2 業務概要

### (1)業務名称

令和5年度和歌山県立こころの医療センター未収金回収業務

### (2)業務の内容

別紙「令和5年度和歌山県立こころの医療センター未収金回収業務委託仕様書」のとおり

### (3)委託期間

委託の日から令和6年3月31日まで

## 3 提出期間および提出方法

下記①の期間において、企画提案書を②の提出場所に郵送又は持参すること。なお、郵送の場合は、書留郵便によることとし、提出期間最終日の午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

① 提出期間：令和5年11月20日（月）から令和5年11月27日（月）

持参の場合の受付期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時まで。

② 提出場所：和歌山県立こころの医療センター事務局

〒643-0811 和歌山県有田郡有田川町庄31

TEL 0737-52-3221（代）

③ 提出部数：6部（原本1部、写し5部）

## 4 企画提案書の審査

### (1)審査方法

提出された企画提案書及び添付書類については「和歌山県立こころの医療センター未収金回収業務委託プロポーザル審査委員会」における審査により、受託候補者と次点者を選定する。選定後、受託候補者に1(2)に定める除外事項が判明した場合等は次点者と契約する。